

法人設立ワンストップサービスの機能拡充（令和3年2月26日～）

内閣府では、マイナポータルにおいて、法人設立に必要な諸手続をオンラインで一括でできるサービスを提供しています(令和2年1月～)。さらに令和3年2月26日から「定款認証」「設立登記」も含めた全ての手続がワンストップでできるようになります。これまで設立登記後に提出が求められた「定款・登記事項証明書の添付も不要」となります。



**オンラインで
できる!**
来庁不要

**ワンストップで
できる!**
複数回の手続不要

**いつでも
できる!**
24時間 365日
手続可能

**設立登記 国税 地方税 年金 に関する手続が
労働保険 健康保険 G Biz IDの発行 1度にできる!**



「定款認証」「設立登記」の手続が令和3年2月26日から対象になります。

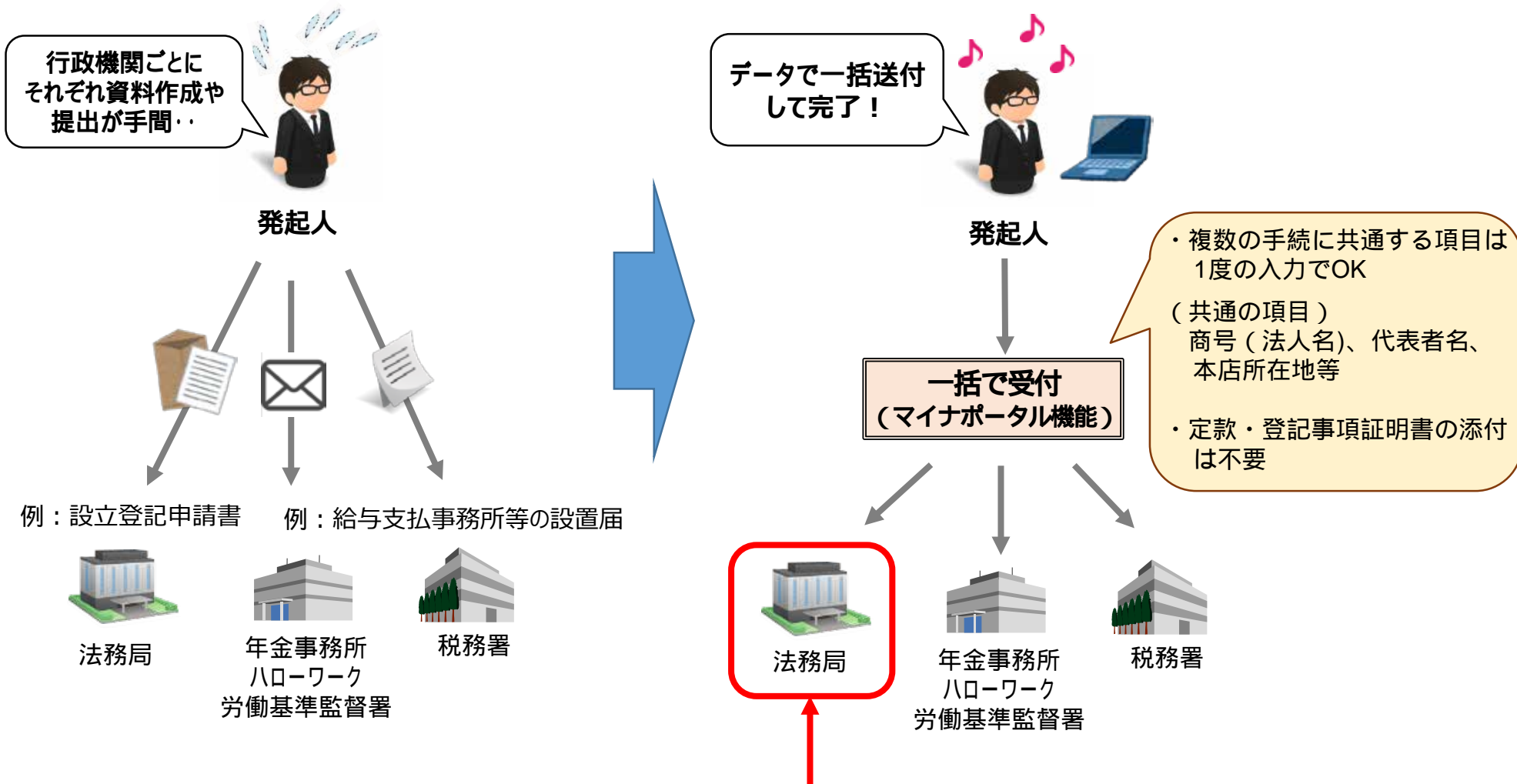
[法人設立ワンストップサービスの対象手続] これらの手続が一括でできます

項番	提出先	手続名
1	法務省	定款認証の嘱託 令和3年2月26日から対象
2		設立登記申請書 令和3年2月26日から対象
3	国税庁	法人設立届出書
4		給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書
5		消費税の新設法人に該当する旨の届出書
6		青色申告の承認申請書
7		棚卸資産の評価方法の届出書
8		減価償却資産の償却方法の届出書
9		有価証券の単一位当たりの帳簿価額の算出方法の届出書
10		申告期限の延長の特例の申請書
11		消費税課税事業者選択届出書
12		消費税簡易課税制度選択届出書
13		消費税課税期間特例選択・変更届出書
14		源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書
15		電子申告・納税等開始届出書

項番	提出先	手続名
16	国税庁	消費税の特定新規設立法人に該当する旨の届出書
17		事前確定届出給与に関する届出書（付表1）
18		事前確定届出給与に関する届出書（付表2）
19	都道府県 / 市区町村	事前確定届出給与に関する届出書（付表1・付表2）
20		法人設立・設置届出書（都道府県）
21		法人設立・設置届出書（市区町村）
22		申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書
23	事業所等新設申告書	
24	厚生労働省 （年金局）	健康保険・厚生年金保険 新規適用届
25	厚生労働省 （徴収業務室）	労働保険関係成立(継続)
26		労働保険関係成立(継続)（労働基準監督署用）
27		労働保険関係成立(継続)（公共職業安定所用）
28	厚生労働省 （職業安定局）	雇用保険適用事業所設置届
29		雇用保険被保険者資格取得届

法人設立ワンストップサービスの機能拡充によるメリット

法人設立に際し、発起人は法人設立に関する複数の手続を行うことになっていますが、それぞれの手続ごとに各行政機関に提出するのではなく、**オンラインで一括で手続できる**ようになることで、発起人における**事務負担の軽減**につながります。



令和3年2月26日から法人設立ワンストップサービスの対象に追加

サービスの利用の流れ

STEP1 トップページ



STEP2 かんたん問診



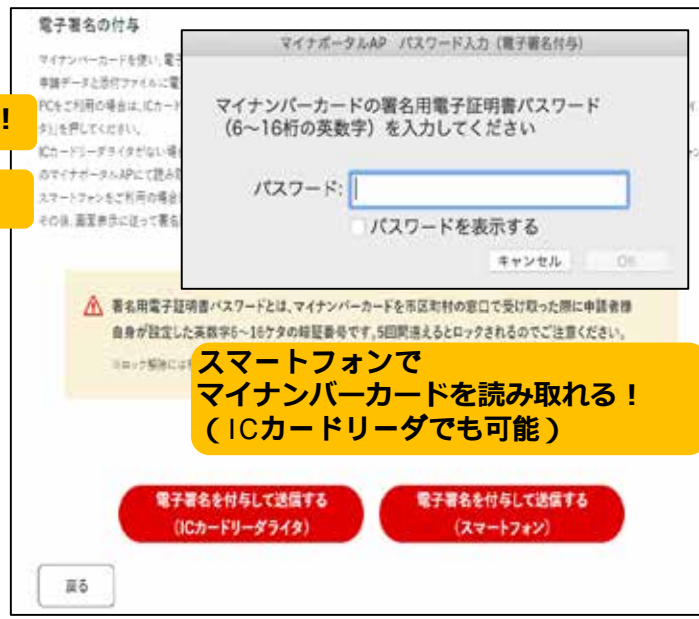
STEP3 必要な手続の確認



STEP4 項目の入力



STEP5 電子署名・申請



STEP6 申請状況の確認



成長戦略フォローアップ（令和2年7月17日閣議決定）（抄）

6. 個別分野の取組

）スマート公共サービス 世界で一番企業が活動しやすい国の実現

ア) 法人向けワンストップサービスの実現

・世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行うこととし、以下の事項に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。

- 2021年2月目途で、定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化（オンラインでの印鑑届出を含む）等を開始する。

- 法人設立ワンストップサービスにおいて、GビズIDの同時発行を可能とするとともに、商業登記電子証明書の利便性向上の方策としてオンライン発行請求を可能とする。また、商業登記電子証明書の一定期間無償化の是非も含めた手数料の見直しや利用機会の拡大の方策を検討する。

デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月25日閣議決定）（抄）

7.6 法人向けワンストップサービスの実現

世界最高水準の起業環境を実現するために、法人設立手続のオンライン・ワンストップ化を行う。

これまで、2018年（平成30年）3月に、株式会社及び合同会社の設立登記の優先的処理を開始するとともに、2019年（平成31年）3月に、指定公証人の行う電磁的記録に関する事務に関する関係省令を改正し、テレビ電話等による株式会社の定款認証を導入した。また、2020年（令和2年）1月からマイナポータルを活用し、国税、地方税、年金、雇用保険などの法人設立に係る申請等の手続（登記後の手続）のワンストップ化を開始している。

2021年（令和3年）2月からの定款認証及び設立登記を含めた全手続のワンストップ化、設立登記における印鑑届出の任意化、GビズIDの発行等の開始に取り組むとともに、定期的に取り組状況を検証し、2021年度（令和3年度）目途で見直しを行い、必要な措置を講ずる。